

政務活動費収支報告書の閲覧等について

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例及び同条例施行規程に基づき、令和2年度分の政務活動費収支報告書の閲覧等を開始します。

- 1 閲覧開始日 令和3年6月30日（水）
- 2 閲覧場所 県庁 新庁舎5階 議会局経理課
- 3 閲覧時間 8：30から12：00まで及び
13：00から17：15まで
- 4 閲覧業務を行わない日
 - ・ 日曜日及び土曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 5 情報の提供
政務活動費の収支報告書の閲覧開始日に、当該収支報告書の内容を県議会のホームページに公表します。

<参考>

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例(抄)

(収支報告書等の閲覧)

第16条 議長は、前条の規定により保存されている収支報告書等の閲覧の請求があったときは、（略）これを閲覧させなければならない。

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程(抄)

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第16条の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して、（略）当該各号に定める日数を経過する日の翌日からすることができる。

（1）収支報告書 60日

（2）会計帳簿等の写し 150日

2 前項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3～6 （略）

(情報の提供)

第8条 議長は、政務活動費の指針、会派及び議員に係る政務活動費の収入及び支出その他政務活動費に関する情報について、ホームページへの掲載その他の議長が適当と認める方法により、提供するものとする。